

学生における日常の変化をデータとして  
収集するツールの開発業務

仕 様 書

令和4年8月



独立行政法人国立高等専門学校機構

## 1. 件名

学生における日常の変化をデータとして収集するツールの開発業務

## 2. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）は、平成16年4月に独立行政法人化され、全国51の国立高等専門学校（以下、「高専」という）が一つの法人格にまとまることによるスケールメリットを活かした管理運営が求められている。機構は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間における中期目標の基本方針で、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などを基礎として、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成すると定めた。

ところが、学生指導・支援においては、各高専、特に個々の教員のノウハウや能力によって支えられてきた所が大きく、多様な学生を受け入れていくにはセーフティネットが必要になってくる。高専教員は個別に与えられた研究室で業務にあたるため、学生の日常の変化を察知し、それを即時に共有することは容易ではなく、組織的に学生指導・支援がなされていないことが課題である。また、学生指導への意識や組織的に学生情報を共有、活用する仕組みの質は高専間で差があるのが現状である。さらに、この仕組みの質的向上に向けて大きな障壁になっていることの一つに、機構内で効果的な仕組みの提示がなされていないことから、各高専における仕組み構築の時間的コストと構築そのものが困難になっていることが挙げられる。そこで、機構全体での学生指導の質の底上げを行うためには、機構本部がイニシアチブをとってこの仕組みを各高専に提示し、運用してもらうことでこの障壁をクリアできるものと考えられる。

そこで、組織的に学生情報を共有、活用する仕組みをサポートするためのツール（デジタルシステム）を開発、活用することを検討している。以上のことより、本業務では、高専の現場に適した組織的な学生情報を共有する仕組みを「学生における日常の変化をデータとして収集するツール」（以下、「ツール」とする。）として開発することを目的とする。具体的には、教職員が気づいた学生の日常の変化を即時に、かつ簡便にワンストップで入力可能なプルダウン等で「学生の様子」を選択入力できるよう、スマートフォン、タブレット端末、PCで利用可能なツールを開発することを目的とする。

## 3. 納品期限

令和4年10月31日

## 4. 業務実施に関する機構側の体制

本部に本件担当教職員（以下、機構担当者）を置く。ただし、本体制は状況により変更される場合がある。

## 5. 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。各業務の履行にあたっては、機構担当者と密に連携を取りながら、承認を得て進めること。

① 業務管理

業務開始時に、スケジュールや請負者の役割分担等を示した「課題管理表」を作成し、適宜、進捗管理及び品質管理等を行うこと。進捗を管理する上で、予定した業務実施計画を履行できない場合には、適宜修正し機構担当者と打合せの上、承認を得て進めること。

② キックオフ会議

契約直後に機構と請負者でキックオフ会議を実施し、ツールの開発スケジュールや作業内容について明確に共有すること。

③ ツールの開発

以下の条件のもと、機構担当者と調整を図りながらツールを開発すること。

(ア) ツールが備えるべき基本機能要件

- 1、教職員が気づいた学生の日常の変化を即時かつ簡便にワンストップでツールへ入力できること。
- 2、入力する内容（「学生の日常の変化」の内容）はデータベース上で当該学生と紐づくようにすることはもとより、自由記述ではなく、プルダウン等を用いて選択入力できるようにすること。
- 3、プルダウン等の項目については機構と調整の上決定すること。
- 4、「学生の日常の変化」の内容と学生に紐づける情報（氏名・性別・学年・学科等、詳細は機構と調整の上決定すること）及び利用する教職員の情報（ユーザ情報）については、個別入力のもとより、CSV等のデータベース形式で一括取込可能であること。
- 5、データを入力する際に、氏名・学年・学科等（検索条件は機構と調整の上決定すること）で「学生の日常の変化」を入力したい学生を検索できること。
- 6、入力されたデータは、個人ごとのもとより、学年単位もしくは学科単位で一覧を確認できること。（※）
- 7、入力されたデータは入力者以外にも、組織（学科や学年等）単位でアクセス権限（ロール）が付与された者であるならば、確認可能であること。
- 8、入力されたデータはCSV等のデータベース形式で出力可能であること。
- 9、スマートフォンやタブレット端末、PCのいずれでも利用可能なものであること。
- 10、ツールは、高専機構が契約する SharePoint（Microsoft 社提供）上でデータベースも含めて動作すること。
- 11、それぞれの OS において以下のブラウザで適正に画面表示されること。
  - ・ Windows10  
Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome
  - ・ macOS  
Safari、Firefox、Google Chrome
  - ・ iOS、Android  
Safari もしくは Google Chrome
- 12、ツールのソースコード及び基本設計書を納品できること。
- 13、ツールの操作方法を記したもの（マニュアル等）を作成すること。

※国立高等専門学校は学年・クラス制により教育を行っているケースが多いが、全ての学生は学科（大学での「学部」と同義）に所属しているため、クラス担任や授業担当者等による「横の指導」だけでなく、学科による「縦の指導」も行っている。したがって、学年・クラス単位のみならず、学科単位でも学生の情報を共有する必要がある。なお、1クラスあたりの学生数はおよそ40人、1学年あたりのクラス数はおよそ5クラス、1校の学生数はおよそ1,000人である。また、利用する教職員数は1校あたり最大でも50人ほどと想定される。

(イ) 管理機能要件

- ・ユーザ情報は、組織・ロールの設定ができること。ロール設定の具体的内容については機構と調整すること。
- ・この設定は高専における管理者でのみ設定変更可能であること。
- ・組織やロールに合わせたアクセス制御ができること。
- ・ユーザが複数の組織に所属する設定ができること。

(ウ) 業務完了後のサポートについて

業務完了後、納品されたツールのトライアルを実施予定であるが、このトライアルは別の業務委託の一部として実施される。したがって、契約期間終了後であってもツールの利用方法等について機構担当者もしくはトライアル実施業者より問い合わせを行う場合があるので、トライアル実施期間中（令和4年10月から令和5年3月を予定）は速やかに対応すること。

また、納品物に本業務の契約との不適合があり、それが納品から1年以内に発覚した場合には契約期間終了後であっても速やかに対応すること。

## 6. 納入成果物

開発したツール及びソースコード、基本設計書、設定・操作に係る関連ドキュメントについて、令和4年10月31日（月）までに記憶媒体（CD-R等）で納品すること。

<納品先>

東京都八王子市東浅川町701-2

独立行政法人国立高等専門学校機構 本部事務局 学務課指導支援係

## 7. 成果物の権利

- (1) 本調達において作成されるドキュメント等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、請負者が本調達の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたものを除いて、機構が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて機構に帰属するものとする。また、機構は、納入成果物及びその他業務実施過程での成果物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本調達において発生した権利については、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 本調達において発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、請負者は原著物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本調達において作成・変更・修正されるドキュメント等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は事前に当該既存著作物等の内容について機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (5) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。

## 8. 請負条件

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク（JISQ15001）使用許諾、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会、公益財団法人日本適合性認定協会、若しくは海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISO/IEC27001、若しくは JISQ27001 の認証を受けており、それらの認証が契約期間内において有効であること。
- (2) 請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合には機構に書面によって外部委託の詳細を提出し、許可を受けること。なお、第三者委託を許可された場合であっても請負者は契約による責任を免れることはできない。
- (3) 業務内容を評価・検証した結果、不適切であると認められた場合は、契約を解除するものとする。なお、請負期間中に請負者が行政処分を受けた場合や社会情勢の変化等により適切な業務を実施することが困難であると認められる場合も同様とする。

## 9. 機密保持

- (1) 請負者は、受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、または他の目的に利用しないこと。受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。ただし、次のア)ないしオ)のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
  - ア) 機構から取得した時点で、既に公知であるもの
  - イ) 機構から取得後、請負者の責によらず公知となったもの
  - ウ) 法令等に基づき開示されるもの
  - エ) 機構から秘密でないと指定されたもの
  - オ) 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に機構に協議の上、承認を得たもの
- (2) 請負者は、正当な理由があってもやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (3) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。ただし、業務上やむを得ず複製する場合であって、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあっても仕様終了後はその複製を機構本部に返納または償却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

## 10. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- (1) 請負者は、情報セキュリティの確保を目的とした体制を整備し応札時に機構に提示すること。報告する体制には、情報セキュリティの確保に関する責任者を含めること。また、体制が変更になった場合は速やかに機構へ報告を行うこと。また、情報セキュリティ侵害発生時には、機構の情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (2) 請負者は、業務完了後、本件に係る情報を返却または抹消し、そのことを機構に書面で報告すること。

## 11. その他留意事項

- (1) 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は本業務に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、機構及び請負者の双方で協議の上、決定すること。これにより追加発注が発生する場合には機構本部財務課契約係より発注を行うので、それ以外の者からの発注を受け付けないこと。
- (2) 本調達において第三者が有する著作物を巡る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。機構は、当該紛争の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずる。